

令和5年度
琉球王国文化遺産集積・再興事業実施設計委託業務
企画提案仕様書

1. 業務名

令和5年度琉球王国文化遺産集積・再興事業実施設計委託業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3. 事業目的

琉球王国時代から継承されてきた有形・無形の文化遺産は、近代化や先の大戦等によりその多くを失ってきた。本事業は、残された文化遺産等から得られる学術的知見や科学分析等の情報を集積するとともに、王国時代にあった手わざ（絵画、木彫、石彫、漆芸、陶芸、染織、金工、楽器）を、現代の最高水準の手わざで復元することを目的とする。また、これら模造復元品を通して、世界に誇る沖縄の手わざの力を内外へ発信し、琉球王国文化の体系化を図るとともに、文化観光・研究拠点としての沖縄をアピールする。

4. 業務概要

- (1) 琉球王国文化遺産集積・再興事業に係る実施設計業務
- (2) 実施計画書、支払関係及び事業完了報告書等の作成業務

5. 委託業務の内容

- (1) 琉球王国文化遺産集積・再興事業に係る実施設計作成業務

実施設計には、以下のア～ウの内容を盛り込むこと。また、以下のエの会議及びオの報告会を実施し、実施設計の内容を充実させること。

ア 琉球王国文化遺産の集積業務

- ① 琉球王国文化遺産に関する学術的知見、科学分析等の情報の集積に関すること
- ② 模造復元すべき琉球王国文化遺産の価値の検証に関すること
- ③ 県内外等所在の琉球王国文化遺産の調査に関すること
- ④ 県内外等調査のサポート業務に関すること（航空券・宿泊・現地移動、美術品取扱専門事業者による調査補助の手配等）

イ 琉球王国文化遺産の再興業務

- ① 8つの分野の手わざの模造復元（35件以上）の内容に関すること
- ② 模造復元業務を担う人材の調整に関すること
- ③ 手わざの製作工程に関する記録の内容に関すること

ウ 琉球王国文化遺産の県内外への発信業務

- ① 琉球王国文化遺産の模造復元品及び手わざの効果的な発信の体制整備
- ② 琉球王国文化遺産の模造復元品及び手わざの発信ツールの作成

エ 会議に関すること

①委託業務に係る工程会議

対象：県担当者及び受託事業担当者

回数：年 10 回程度（業務の進捗により適宜回数を調整する）

②実施設計作成に係る監修者会議・ワーキング会議・全体会に関する事

対象：県が指定する監修委員及び県担当者、受託事業担当者等

回数：年 4 回程度

オ 報告会に関する事

対象：県が指定する講演者及び県担当者、受託事業担当者等

回数：1 回程度

カ 成果品

上記ア～オの内容を反映した次のものを成果品とする。

①実施設計書（各分野の模造復元品、発信業務等） 2 部

※各模造復元品の年度毎の作業工程と成果品一式を含める。

※積算内訳書（8 分野の各模造復元品及び年度ごと）を含める。

※内外の発信業務の体制構築及びツールの内容を含める。

※内外の発信業務に要する経費の内訳積算一式を含める。

②実施設計書（各分野の模造復元品、発信業務等）ダイジェスト版 40 部

③上記内容物のデジタルデータ一式

（JPEG 等データ、DVD もしくはハードディスク）

2 セット

(2) 実施計画書、支払関係及び事業完了報告書の作成業務

ア 上記（1）に係る実施計画書の作成（10 部）

イ 上記（1）に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管

ウ 上記（1）に係る事業完了報告書（1 部及びハードディスクでデジタルデータ一式を提出すること）

6. 企画提案の内容

平成 27～令和 3 年度の琉球王国文化遺産集積・再興事業の成果と課題及び令和 4 年度琉球王国文化遺産集積・再興事業基本設計を踏まえて、企画提案の内容を作成すること

(1) 本委託業務実施にあたっての基本的な考え方（運営方針、重視する内容、人員体制等）

(2) 琉球王国文化遺産集積・再興事業に係る実施設計の作成方針及び工程等

(3) 琉球王国文化遺産の集積・再興に係る適切な知識や考え方、実施方法に関する事

(4) 琉球王国文化遺産の発信に係る体制やツールの作成及び発信の評価（検証方法）に関する事

(5) 新型コロナウイルス感染症まん延時における安心・安全な県内外等所在資料の現地調査に係る実施可能な調査方法も併せて提案すること

(6) 事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、上記（1）～（4）以外の提案も可とする。提案にあたっては、その理由も含めて記載すること

※企画提案書は、A4 判縦置き・横書きを基本とし、必要に応じて A4 判横置き・横書きを可とする。ただし、A3 判を加える場合には、折り込み式とする。

7. 積算見積

(1) 積算の費目については、以下の内容で提出すること

ア 直接人件費

①人件費

イ 直接経費

①報償費（謝金等）

②旅費

③消耗品費

④役務費（郵便切手等）

⑤使用料及び賃借料（レンタカー料等）

⑥その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

ウ 再委託費（消費税込み）

エ 一般管理費（上記（1）ア及びイの合計額の10%以内とする）

オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

※注1 各積算費目の単価と内訳を記載すること

※注2 この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること

※注3 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること

※注4 消費税は10%で計上すること

(2) 提案にあたっては、15,048,985円（消費税込み）を上限として見積もること

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

8. 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、または請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本

- ・原稿・データの入力及び集計
- ・その他、県が簡易と決定した業務

(3) 相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

9. その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情により変更することがある。
- (3) 業務の実施にあたっては、沖縄県立博物館・美術館の担当学芸員と密接な協議のもとで取り組むものとする。
- (4) 県が指定した監修委員による監修者会議の監修内容を反映する業務体制とする。
- (5) 定期的に博物館担当と業務に係る工程会議を月1回程度行い、適切な業務管理を行うこと。
なお、業務の進捗により適宜回数を調整する場合がある。
- (6) 本仕様書に記載のない事項ならびに記載内容の詳細については、県と受託事業者との協議のうえ決定する。
- (7) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県立博物館・美術館に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の費用をもって処理するものとする。